

国保税額引き上げ、軽減対象は拡大

限度額引き上げ、軽減対象は拡大

第3回鶴岡市国民健康保険運営協議会が10日開かれ、委員の坂本昌栄市議が出席しました。

令和2年度予算では、県に支払う国保事業納付金が33億6千万円となり、元年度より2億円減額となること

安定化基金再積立分1億1500万円含む。これは保険給付費の推計方法を変更したことで、結果として70歳以上の被保険者数は増加し、保険給付費も微増となり、70歳未満の被保険者数は減少し、保険給付費も一般は減少、未就学被保険者分については増加と推計。

費が予算より2億円程の減額が予想され、保険料の引き下げに向けて検討するべきではないか」と意見を述べました。

「超過世帯」数値達成、限度額引き上げ 必要ない

国保税条例の改正では、課税限度額が引き

上げとなり、基礎課税分（医療保険分）が61万円から63万円に、介護納付金分が16万円から17万円に、合計で3万円増の99万円となります。

する税額5割軽減の拡大（所得基準額1人当り28万→28.5万円円）、2割軽減の拡大（所得基準額1人当り51万円→52万円）が行われます。

国保税課税限度額の見直し

	20年度	21年度	22年度	23年度	26年度	27年度	28年度	30年度	令和元年度	令和2年度
基礎課税(医療給付)分	47万円	47万円	50万円	51万円	51万円	52万円	54万円	58万円	61万円	63万円
後期高齢者医療支援金分	12万円	12万円	13万円	14万円	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護保険納付金分	9万円	10万円	10万円	12万円	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円
合計	68万円	69万円	73万円	77万円	81万円	85万円	89万円	93万円	96万円	99万円

○ 国保税の軽減判定所得の見直し

① 5割軽減
 (現行) 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
 (改正後) 基準額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減
 (現行) 基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数
 (改正後) 基準額 33万円 + 52万円 × 被保険者数

さらに国から県へ交付される前期高齢者交付金が、前年度より2億円多く交付されたことが、給付金の減額への影響が大きくなっていくと述べられ、来年度の保険料については据え置くこととなりました。

坂本昌栄市議は「納付金が2年度は2億円減額され、元年度の決算見込額でも保険給付

「現地以外の選択肢を」現地への早期改築を「両論出る

朝五小改築に関する意見交換会

地元の期成同盟会主催で、朝暘第五小学校校舎改築に関する意見交換会が5日、第五コミセンで行われました。

市教育委員会からはこれまで現地改築を口

頭で地元の総意の旨を確認し進めてきたこと、防災安全課からは洪水時の安全対策について説明されました。

洪水ハザードマップでは、現地は4・3mの浸水区域だが、市内一円において1mの浸水が想定されており、どこに建設しても同様な事態となること。

ソフト面では赤川タイムライン（3日前からの行動計画）や、避

難確保計画の作成、訓練の実施により改善されること。ハード面では堅牢な建物の建設・高層化による緊急時の退避場所（垂直避難）の確保となることが説明されました。

「現地改築ありきでなく、選択をする意見交換にしてほしい」学区編成がやっと終了したばかりで、地域のコミュニティを守るためにも現地改築を早急に進めてほしい」「大規模災害が増えているので、安全対策も含め早く現地改築を望む」児童保育の施設も30年以上経過し、切添町と朝陽町に各2カ所あり、

参加者から「現地改築が教育委員会のベタな考え方なのか。子どもの安全と安心を考

現地改築には児童保育施設も併設され、画期的な事であり、移転にかかる10年を待っている余裕はない。早期に現地改築を希望する」等の活発な意見交換が行われました。

取引ルールを条例から規則に移行

庄内広域行政組合 市場解体につながるかねない市場法改正

庄内広域行政組合が2月10日開かれ、「公設庄内青果物地方卸売市場業務条例」の全部改正が賛成多数で可決されました。

大きな改正点は、これまで県が許可していた卸売業者を、当組合が規則で承認すること、及び取引ルール等を条例から規則に移行し、第三者販売や直荷引きは制限するが報告を求めることにしたことです。

加藤鉦一議員は、「改正卸売市場法」の問題を指摘し、「条例の全部改正で、現行の全79条が16条へ大幅削減となり、取引規制ルールは条例上見えなくなる。

法的には公正取引にかかわる業務規定や業務条例の変更、改正は義務づけていない。」と述べて反対しました。

卸売市場法改正で市場取引主要3ルール廃止

卸売市場法は2018（平成30）年6月に改正され、83条の条文を19条に大幅に削減し、市場の開設や取引規制のルールなどを撤廃し、自由化を進めました。

法改正で、中央卸売市場の開設は国の認可制から認定制に変え、認定を受けない卸売市場を開設することもで

き、民間大企業による中央卸売市場の開設も可能になりました。

さらに、市場取引の主要3ルールである「第三者販売の禁止」「自家荷引きの禁止」「商物一致の原則」の原則廃止、「市場ごと

に取引ルールとして定める」となりました。卸売業者の「第三者販売の禁止」は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売りをしてはならない。廃止により、卸売業者は市場内の仲卸業者や売買参加者以外に販売が可能になります。

仲卸業者の「直荷引きの禁止」は、卸売業者以外の者から買入をして販売してはならない。廃止により、仲卸業者は全国各地の産地から直接仕入れることが可能となります。

卸売市場での「商物一致の原則」は、入荷物品は市場内で取引し、市場外での卸売りは禁止されています。

庄内広域行政組合議会2020.02.10資料から

	現行(全79条)	改正(全16条)R2.6.21施行
事業者等	・開場の期日、時間（第4条、5条）	・条例から規則に移行し、開場の時間はこれまでの「午前6時から午後3時まで」を「午前0時から午後12時」とする
	・卸売業者の許可（県条例で許可）	・新たに規則で承認
	・セリ人の承認（第13条）	・「県の資格試験」を削除し規則で規定
	・仲卸業者の許可（第15条～23条）	・条例から規則に移行し承認とする
	・買参人の許可（第24条～27条）	・条例から規則に移行し承認とする
	・関連事業者の許可（第28条～30条）	・条例から規則に移行し承認とする
	・物品の品質管理の方法（第59条の2）	・食品衛生法等により定められるため削除
	・施設の使用指定（第60条～68条）	・「使用許可」とし条例第6条～14条とする
取引規制	・市場取引委員会（第73条、74条）	・条例から規則に移行
	・売買取引の方法の公表（第36条）	・条例から規則に移行
	・差別的取扱いの禁止（第37条）	・条例から規則に移行
	・受託拒否の禁止（第37条）	・条例から規則に移行
	・代金決済ルールの策定・公表（第53、57条）	・条例から規則に移行
	・取引結果の公表（第52条の2）	・条例から規則に移行
	・第三者販売の制限（第38条）	・条例から規則に移行し、これまでどおり制限するが、例外を認め報告を求める。
	・直荷引きの制限（第47条）	・削除し、取引の利便性を図る
	・商物一致の原則適用（第40条）	

卸売業者が市場を通過せず、大手スーパー・加工業者・外食産業などへの直接出荷も増

（1面のつづき）

「いつを目途に意見をまとめ改築に向かうのか」の質問に教育委員会は「地域へ丁寧な説明し理解を得ていきます。」と述べています。

たい。地域の意向を期成同盟会でまとめて頂きたいが、期限はまだ決めていない」と述べていました。坂本昌栄市議が参加しました。

市場解体につながる法改正は、安倍政権による規制改革推進会議の「企業が自由に業務を行えるように時代遅れの規制は廃止する」という提言（16年10月）を受け、大手の冷凍・加工業者や流通業者の利益のために進められました。

この立場が明確だからこそ、単純に需給と商品価値のみが評価されるセリの公平・公正性が保たれてきました。しかし青果物の市場經由率は、「2016年度は前年度比0・8ポイント減の56・7％で、10年前に比べ7・9ポイント落ち込んでいます（日本農業新聞19年11月7日）。

実需者と産地を結び付ける市場の役割は重要

本来、市場では卸売業者は出荷者の立場で少しでも高く売りたい、仲卸業者は消費者の立場で、目利きの技を生かして品質や鮮度のいいものを少しでも安く買いたい、それぞれ

市場の役割は、「高齢高齢化や担い手不足などで生産基盤の弱体化が進む中、実需者ニーズを産地に積極的に伝え、実需者と産地を結び付ける役割をこれまで以上に積極的に取り組むことが重要」であり、「卸売市場の活性化へ機能を高めることが急務です。」（同）

建築課入札結果（ ）内は予定価格

- 2月6日入札分
 - ・市屋内多目的運動施設整備機械設備工事（山田字油田74-22ほか）（入札6業者うち2業者辞退）
桜井管工業(株) 29,700,000円（36,830,000円、最低制限価格27,649,000円）
工期～3/9/30（落札率80.64%）
 - ・市屋内多目的運動施設整備電気設備工事（山田字油田74-22ほか）（入札5業者うち1業者無効）
アベ・新興特定建設工事共同企業体 96,800,000円（100,800,000円）
工期～3/9/30（落札率96.03%）
 - ・市屋内多目的運動施設整備工事（山田字油田74-22ほか）（入札7共同企業体）
マルゴ・十和・三浦特定建設工事共同企業体
1,220,000,000円（1,223,000,000円） 工期～3/9/30（落札率99.75%）

下水道課入札結果（ ）内は予定価格

- 2月4日入札分
 - ・一般廃棄物最終処分場排水管整備工事（第1工区）（西目地内）
（株）王祇建設 163,600,000円（164,648,000円） 工期～3/6/30（落札率99.36%）
- 2月3日入札分
 - ・市流域関連公共下水道事業 汚水083号取付管移設工事（藤島地内）
（株）山本組 4,000,000円（4,723,000円） 工期～3/30（落札率84.69%）